

議案第二号

秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案

秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

秋田県教育委員会行政組織規則（昭和六十一年秋田県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十三号中「所管に属する公益法人等及び公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条の公益信託」を「所掌事務に係る公益法人等」に改め、同項中第二十八号を第二十九号とし、第十四号から第二十七号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 教育委員会の所管に属する公益信託に関すること。

第四条第二項中「前項第十六号から第十八号まで」を「前項第十七号から第十九号まで」に改める。

第四条の二第一号中「職員」の下に「（市町村立小中学校の県費負担教職員を含む。以下この節において同じ。）」を、同条第六号中「前各号」の下に「（第二号を除く。）」を加える。

第十五条第二項中「第十号」を「第九号」に、同条第三項の表第十二号中

生涯学習課
文化財保護室

を

生涯学
文化財
払田柵

習課

保護室

跡調査事務所

に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第四条の二及び第十五条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

平成二十六年三月十三日提出

秋田県教育委員会教育長 米田 進

理 由

特例民法法人の移行期間の満了に伴う所要の規定の整備等を行う必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

特例民法法人の移行期間の満了に伴う所要の規定の整備等を行う必要がある。

2 改正内容

- (1) 総務課の分掌事務に、教育委員会の所掌事務に係る公益法人等に関する事務を加えることとする。(第4条関係)
- (2) 払田柵跡調査事務所に、必要に応じ主任学芸主事の職を置くものとする。(第15条関係)
- (3) その他所要の規定の整備を行うこととする。

3 施行期日

この規則は、平成26年4月1日から施行することとする。ただし、2(3)は、公布の日から施行することとする。

新	旧
<p>(総務課の分掌事務)</p> <p>第四条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 一十二 略</p> <p>十三 教育委員会の所掌事務に係る公益法人等 に 関 する こと。</p> <p>十四 教育委員会の所管に属する公益信託に関する 事 務 を 分 掌 す る こと。</p> <p>十五 一二十九 略</p> <p>2 総務課施設整備室は、前項第十七号から第十九号までに掲げる事務を分掌する。</p> <p>(教職員給与課の分掌事務)</p> <p>第四条の二 教職員給与課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 職員(市町村立小中学校の県費負担教職員を含む。以下この節において同じ。)の給与及び退職手当に関する 事 務 を 分 掌 す る こと。</p> <p>二 一五 略</p> <p>六 前各号(第二号を除く。)に係る支出命令(教育庁等の職員及び県立学校の教職員の給与並びに退職手当を除く。)の 審 査 に 関 す る こと。</p> <p>七 一八 略</p> <p>(課長等)</p> <p>第十五条 略</p> <p>2 前項の表の第六号から第九号までに掲げる職は、内部組織の必要に応じて置かないことができる。</p> <p>3 第一項に定めるもののほか、同項に規定する職を補佐する職</p>	<p>(総務課の分掌事務)</p> <p>第四条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 一十二 略</p> <p>十三 教育委員会の所管に属する公益法人等及び公益信託二関 ス ル 法 律 (<u>大正十一年法律第六十二号</u>)<u>第一</u>条の公益信託に 関 す る こと。</p> <p>十四 一二十八 略</p> <p>2 総務課施設整備室は、前項第十六号から第十八号までに掲げる事務を分掌する。</p> <p>(教職員給与課の分掌事務)</p> <p>第四条の二 教職員給与課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 職員 の 給 与 及 び 退 職 手 当 に 関 す る こと。</p> <p>二 一五 略</p> <p>六 前各号 に 係 る 支 出 命 令 (<u>教育庁等</u>の職員及び県立学校の教職員の給与並びに退職手当を除く。)の 審 査 に 関 す る こと。</p> <p>七 一八 略</p> <p>(課長等)</p> <p>第十五条 略</p> <p>2 前項の表の第六号から第十号までに掲げる職は、内部組織の必要に応じて置かないことができる。</p> <p>3 第一項に定めるもののほか、同項に規定する職を補佐する職</p>

又は特定の事務を処理させる職として、必要に応じ、次の表の上欄に掲げる職を同表中欄に掲げる組織に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受け、同表下欄に掲げる職務を行うものとする。

4
略

略		十二主任学芸	略	番号
略	主事		略	上欄
略	弘田柵跡調査事務所	生涯学習課 文化財保護室	略	中欄
略		学芸主事の事務を総括する。	略	下欄

又は特定の事務を処理させる職として、必要に応じ、次の表の上欄に掲げる職を同表中欄に掲げる組織に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受け、同表下欄に掲げる職務を行うものとする。

4
略

略		十二主任学芸	略	番号
略	主事		略	上欄
略		生涯学習課 文化財保護室	略	中欄
略		学芸主事の事務を総括する。	略	下欄